

第五十一回帝國議會
衆議院

郵便年金法案(政府提出)外一件(郵便年金特別會計法案(政府提出)委員會會議錄(速記)第二回)

會議

大正十五年三月四日(木曜日)午前十時
三十九分開議

出席委員左ノ如シ

委員長 作間 耕逸君

理事 戸田 由美君

理事 濱田 精藏君

理事 上原 好雄君

平野 光雄君 中原徳太郎君

深井 功君 石塚 三郎君

若宮 貞夫君 青木 精一君

古川 清君 佐藤 重遠君

山口 左一君

出席國務大臣左ノ如シ

逓信大臣 安達 謙藏君

出席政府委員左ノ如シ

逓信政務次官 頼母木桂吉君

逓信參與官 川崎 克君

逓信省經理局長 最所 文二君

簡易保險局長 今井田清徳君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

郵便年金法案(政府提出)

郵便年金特別會計法案(政府提出)

○作間委員長 審議ノ便宜上郵便年金

法案並ニ郵便年金特別會計法案、兩案

ヲ一括シテ議題ニ供スルニ御異議アリ

マセヌカ

○作間委員長 ソレデハ左様ニ決シマ

ス、先ツ劈頭ニ於テ政府ノ提案ニ關スル趣旨辯明ガアレバ此場合承ルコトニ致シマス、次デ質問ニ移ルコトニ致シマス

○頼母木政府委員 本案ニ付キマシテ

ハ、曩ニ本會議ニ於キマシテ逓信大臣

ヨリ御説明申上ゲマシタガ、尙ホ本案審

議ノ御參考ノ爲ニ私ヨリ附加ヘテ大要

御説明ヲ致シマス年金ニハ官吏ノ恩給、

會社ノ勤続年金ノ如キ恩惠的ノモノト、勞

働保險ノ一種タル養老年金ノ如キ強制的

ノモノト共濟組合ノ傷病年金ノ如キ共濟

的ノモノト、又保險ノ性質ヲ有スル年金

等種々アリマスガ、本法案ノ年金ト云フ

フハ、保險ノ一種類ニ該當スル年金制度

デアリマス、即チ主トシテ活動力ヲ奪ハ

レ、所得能力ヲ無クシタ、生命ノ存続ニ依

テ生ズル必要ノ經費、例ヘテ申シマス

レバ、老後ニ於ケル生活費トカ、又ハ世

帯主ヲ亡クシタ寡婦ヤ遺族ナドノ生活

費ニ充テル爲メ、豫メ準備スル所ノ相

互扶助組織ノ制度デアリマス、郵便年

金事業ノ要領ハ、御手許ニ差上ゲマシ

タ郵便年金事業要綱ニ詳細載セテアリ

マスガ、其主要ナ部分ヲ説明致シマス、

一ツハ年金ノ種類ノコトニ付キマシテ

ハ、即時終身年金、及据置終身年金ノ

二種ト致シマシテ、更ニ支拂開始ノ時

五歳支拂開始、六十歳支拂開始、六十五

歳支拂開始ノ四ツニ區別致シマシタ、年

金ノ中ニハ定期年金、遺族年金等モアリ

マスガ、差當リ最モ必要ナリト思ハレル

所ノ終身年金ノミニ止メマシテ、之ヲ支

拂開始ノ時期ニ依テ、即時終身年金ト据

置終身年金ノ二種ニ分チマシタ、据置

年金ハ將來ノ必要ヲ豫見シマシテ、豫メ準

備スルモノデアリマスカラ、普通所得

能力ノ衰退スル時期ヲ標準ト致シマシ

テ、五十歳以後ニ於テ支拂ヲ開始スル

コト、致シマシタ、即時年金ハ、例ヘバ

寡婦ニナッタト云フヤウナ事情デ、直ニ

確實ナ年々ノ收入ヲ必要ト致シマスル

場合ニ利用セラル、モノデアリマスカラ

ハ、据置年金ノ支拂開始ノ時期ヨリモ

年齢ヲ繰上ゲマシテ四十歳ト致シマシ

タ、年金額ニ付テ申上ゲマス、年金額ノ

最高額ヲ一人ニ付テ年額二千四百圓ト致

シマシタ、此制度ハ中産階級ヲモ目的

トスルモノデアリマスカラ、相當ノ額

トスル必要ガアリマスガ、一面餘リ高

額ノ加入ヲ認メマス、少數ノ加入者

ノ爲ニ事業ニ惡影響ヲ受クルノ虞ガア

リマスカラ、最高制限額ヲ設ケテ二千四

百圓ト致シタ譯デアリマス、最低額ハ

種類ニ依リマシテ區別ヲスル、即チ掛

金分割掛ハ年額百二十圓、掛金一時掛

ハ年額十二圓ト致シマシタ、即チ掛金

モ年々ニ分割シテ拂込ム年金ニナリマ

シテハ、年金ノ效果、掛金ノ額、取扱費

等ノ關係カラ、年額百二十圓ヲ以テ最

低限度ト致シマシタ、又掛金ヲ一時ニ

全部拂込ム年金ニナリマシテハ、資力

ノ乏シキ人ニ利用シ易カラシムル爲ト、

隨時ニ其年金ヲ増加シ得ルヤウニ致シ

マス爲メ、年額十二圓ト致シタ譯デア

リマス、加入年齢ハ年金ノ種類ニ依リ

マシテ、即時終身年金ハ四十歳以上八

十歳マデト致シマシタ、据置終身年金

ハ十二歳以上五十歳マデト致シマシタ、

据置終身年金ハ通例所得ノ一部ヲ蓄積

致シマシテ、老後ノ準備ヲ爲サントス

ルモノデアリマスカラ、其加入年齢ハ所

得能力ノ生ズル時期カラ、其減退ニ至

ル期間ヲ標準ト致シマシテ、十二歳以

上五十歳マデ加入シ得ルコト、致シマ

シタ、又即時終身年金ハ、此種ノ年金ヲ

必要トスル年齢ヲ斟酌シテ、四十歳以

上八十歳マデト致シマシタ、次ニ此制

度ニ於キマシテハ、社會ノ實情ニ鑑ミ

マシテ、元金留保及元金拋棄ノ二種ノ

契約ヲ認メマシタ、即チ契約解除ノ場

合ヤ、年金受取人死亡ノ場合ニ於テハ、

拂込ミマシタ元金ヲ返還スル、所謂元

金留保ト、之ヲ返還シナイ、所謂元金拋

棄ノ契約トヲ設ケマシテ、申込ノ際契約

者ニ其何レカラ撰擇セシムルコト、致

シマシタ、元來年金ノ趣旨カラ見マス
ト、元金拋棄ガ適當ノヤウニ思ハレマ
スケレドモ、我國ノ實情カラ見マス、
加入者ガ死亡シタ時ニ元金ノ全部ヲ損
失ニ歸スル契約ハ利用ガ少イカト考ヘ
マスノデ、兩種ヲ置クコト、致シマシ
タ、掛金計算ノ基礎ハ、第一ハ死亡率ノ
點デアリマスガ、死亡生殘表ハ、男子ニ
アリマシテハ内閣統計局發表第二死亡
表、男子死亡率ヨリ二割ヲ減ジテ作製
シタルモノ、女子ハ内閣統計局發表第
二死亡表女子死亡率ヨリ三割ヲ減ジテ
作製シタルモノヲ基礎ト致シマシタ、
年金ハ健康ナ人ガ加入スル傾向ガアリ
マス上ニ、體ノ弱イ者ハ契約ヲ繼續シ
ナイト云フヤウナ關係モアリマスノデ、
一般ニ死亡率ガ低イノデアリマス、英
米獨佛等ノ各國ノ年金者死亡率ノ實際
ト、國民死亡率トノ關係ヲ見マシテモ、
其間ニハ相當ノ開キガアリマス、又男
女ノ間ニハ相當ノ開キガアルノガ例デ
アリマスカラ、右ノヤウニ定メタノデ
アリマス、次ニ豫定利率ハ、掛金分割拂
ノモノハ年五分ト致シマシタ、掛金一
時拂ノモノハ、拂込當時ノ公債ノ時
價ヲ參酌シテ豫定利率ヲ定メマス、
此事業ニ於キマシテハ、長期ニ互テ
成ベク有利ニスル必要ガアリマスノ
デ、資金ハ主トシテ公債ニ放資スル見
込デアリマスカラ、公債ノ利廻ヲ標準
トシテ右ノ如ク定メマシタ、事業費ニ
充ツル附加率ハ、事業費ハ成ベク節約ス

ル趣旨カラ、只今申上ゲマシタ第一ノ
死亡率、及第二ノ豫定利率ノ基礎ニ依
リマシテ算出シタル掛金ノ、凡ソ百分
ノ五以内ニ於テ諸般ノ經費ヲ賄フコト
ト致シマシタ、掛金ノ拂込ハ加入者ノ
事情ニ應ジマス爲ニ、一時ニ全部ヲ拂
込ム一時拂ト、年々分割シテ拂込ム分
割拂トヲ設ケマシタ、簡易保險ノ如キ
月拂ハ、經費ヲ節約スル關係上認メマ
セヌ、併シ分割拂ノモノハ年掛、半年
掛、及年四回掛位ノ程度ニ細分シテ拂
込ムコトハ認メル積リデアリマス、又
掛金ハ總テ郵便局ノ窓口ニ拂込ムモノ
トシマシテ集金ハ致シマセヌ、是モ經
費ノ關係カラデアリマス、ソレカラ年
金ノ支拂ハ年一回拂ニスルカ、毎月拂
ニスルカ、或ハ其中間デ何回カニ分ケ
ルカ、種々考ヘラレルノデアリマスガ、
年一回デハ少イヤウニ思ハレマスシ、
又毎月拂ニスルコトハ經費ノ増加スル
關係モアリマスノデ、恩給ト同ジヤウ
ニ年四回拂込致シマシタ、拂込掛金返
還額ニ付キマシテハ、元金ヲ留保致シ
マシタ場合ニ返還致シマスル額ハ次ノ
通りデアリマス、即チ年金受取人死亡
ノ場合ハ、年金支拂開始前、拂込掛金ノ
全額、年金支拂開始後、拂込掛金ヨリ既
ニ支拂ヒタル年金額ヲ差引イタル所ノ殘
額、契約解除ノ場合ハ、拂込掛金ノ百分
ノ九十以上、契約變更ノ場合ハ、拂込掛
金中變更後ノ契約ニ對シマシテ、變更
マデニ拂込ヲ要スル掛金ヲ除イタル殘

額ノ掛金ノ百分ノ九十以上、會計ノ事
ニ付テ申上ゲマス、其組織、此事業ハ一
般會計ト切離シマシテ、事業上ノ收入
ヲ以テ支出ヲ支辨シテ行カナケレバナ
リマセヌカラ、特別會計ト致シマス、餘
裕金ノ利用ニ付キマシテハ、當該年度
内ニ於ケル支拂上ノ餘裕金ハ、成ベク
有利ニ廻シマス爲ニ大藏省預金部ニ
預入スル外、公債ヲ以テ保有スルコト
ガ出來ルヤウニ致シマス、積立金ノ運
用ニ付キマシテハ、此事業ハ掛金ノ利
廻ヲ比較的有利ニ致サナケレバ、一般
ノ利用ヲ期待シ難イト思ヒマスカラ、
積立金ハ成ベク有利デ且ツ確實ニ運用
スルコトヲ方針ト致シマシテ、簡易生
命保險積立金運用委員會ニ諮問シテ、
國債、地方債ノ購入、又ハ公共事業ニ對
スル貸付ニ放資スル考デアリマス、右
大要申述ベマシタガ、詳細ノ事ハ御質
問ニ應ジマシテ他ノ政府委員ヨリ御答
致シマス

○作問委員長 是ヨリ質問ニ入リマス
○平野委員 本案審議ノ順序ハ、大體
質問ト逐條質問トヲ御分ケニナラナイ
デ、混合質問ニ願ヒタイト思ヒマス
○作問委員長 只今平野君カラ大體、
逐條兩方面ニ互テ質問ヲシテ議事ノ
進行ヲ圖ルト云フ御提議ガアリマシタ
ガ、如何デアリマスカ
○若宮委員 實ハ大分浩瀚ナル資料ヲ
頂戴シテ、私ハマダ熟讀スル邊ガナイ
ノデアリマスガ、兩三日シテカラ御開
キ下スツタ方ガ議事ノ進行上便宜デヤ
ナイカト思ヒマスガ、如何デスカ
○川崎政府委員 若宮サンニ御相談申
上ゲマスガ、實ハ此年金ノ委員會ニ付
テハ、速記ノ關係ガアリマシテ非常ニ
困ツタノデス、ソレデ御承知ノ通り委員
長、理事ノ互選ヲ行フ時ハ、先例ハ殆ド
參考書類ハ出サナイノデス、然ルニ昨
日委員長、理事ノ互選ヲ行フタ時ニ、參
考書類ヲ御手許ヘ差上ゲテ、今日開會
スルマデニ一日御熟讀ヲ願フ餘地ヲ取ッ
テ置イタ譯デアリマス、サウ云フ工合
ニシテ進行ヲ圖リタイト思ツタノデス、
速記モ色々ノ關係ガアリマシテ、中ミ
開ケナイノデス、成ルベク此儘審議ヲ
繼續ヲ願ヒタイノデアリマス
○青木委員 只今速記ノ關係ヲ基礎ト
シテ川崎政府委員ノ御話ガアリマシタ
ガ、速記ノ關係等ハ委員長ニ於テ適當
ニヤルベキモノデ、政府委員ノ方カラ
サウ云フコトヲ言ハレルノハ、吾々結
構ナ案ニ相違ナイカラ、能ク調査ラシ
テ議事ノ進行ヲ圖ラウト云フノニ、サ
ウ云フコトハ政府委員ノ立場カラ言ハ
レルコトデヤナイト思ヒマス
○若宮委員 私敢テ政府委員ト議論ヲ
闘ハサウト云フ意味デヤナイケレドモ、
私ノ申上ゲタコトガ多少誤解ヲ受ケテ
居ルト思ヒマスカラ、改メテ申上ゲマ
スガ、此原案ヲ作製ナサツタ御方ハ一年
掛ラレタカ、三年掛ラレタカ知リマセ
ヌガ、是ダケノモノヲ作ラレルニハ相

當ノ年限ヲ費シテヤラレタコト、信ズル、今之ヲ審査スルニ當ツテ吾々——吾等ト云フ複數ヲ申上ゲルコトハ恐縮シマスカラ、私個人ト言ヒマスガ、私トシテ是ダケノ資料ヲ一晩デ拜見スルコトハ不可能デアアル、批評ガマシイコトニナツテ恐縮デアリマスガ、若シ皆サンガ一晚デ御熟讀ガ出來タトスルナラバ、私ハ其精力ニ驚歎スルト申ス外ハナイノデアリマス、私個人トシテハ一應通覽シタ上デ御進行下サツタ方ガ、却テ議事ノ進行ガ早クハナイカト思フノデス、併シ他ノ諸君ノ御意嚮モアリマセウガ……

○作問委員長 御諮リ致シマスガ、先ヅ大體質問ダケヲ進メテ、細カナ質問ハ其後ニ爲スト云フ位ナコトデ御協定ガ付キマセヌカ

「賛成」ト呼フ者アリ

○作問委員長 ソレデヤ平野君ノ大體質問ト逐條質問ヲ一絡ニヤルト云フ御提議ト、若宮君ノ參考書類閱覽ノ猶豫ヲ置イテ貫ヒタイト云フ御提議ヲ折衷シテ、其邊デ御諒承ヲ願ヒタイノデアリマス、サウ云フコトニ致シテ、先ヅ大體質問ヲ進メテ、其中ニ若宮君モ參考書類ヲ御細讀ノ程ヲ御願シテ置キマス

○濱田委員 ソレデハ私ハ大體質問ヲ申上ゲタイ、細カイ事ハ後ニ譲リタイト思ヒマスガ、私ハ此案ハ一般保險ト云フモノト關聯シテ居ル、ソレガ重要ナ點デハナイカト思ヒマスノデ、其點ニ

付テ一二御伺シタイト思ヒマス、若宮君カラ御話ノ通り、私モ參考書類ハ精シク見テ居リマセヌガ、骨子ダケハ了解シテ居ル積リデアリマス、第一ハ此郵便年金ト云フ制度ヲ別ニシナイデ、現在ヤツテ居ラレル少額保險ト一絡ニサレルコトハ出來ナカッタモノデアリマセウカ、是ハ何モ政府ノ獨占ト言ヒマスカ、專賣ト言ヒマスカ、サウ云フモノデナカラウト思ヒマスカラ、民間ノ保險會社其他ニヤラセレバ無論ヤレルト思フノデスガ、其邊ヲ確メテ置キタイ、ソレカラ第一問ノ趣旨ニ依リマシテ、私ハ最近保險會社ト云フモノハ非常ナ發達ヲ遂ゲテ居ル、俗ニ謂フ銀行ノ銀行ト云フ位ニ發達シテ居ルノデアリマスカラ、財政的ニ見テ確實ナ事ハ政府ガヤルノト殆ド同ジ程度ニナツテ居ル、年金ニ這入ル人ニ對スル確實味ヲ既ニ我國ノ保險會社ハ持つテ居ルト思ヒマスノデ、是等ノ事ヲ政務多端ノ折柄政府ガ直接オヤリニナラヌデ、保險會社ニヤラセルヤウニシタラ如何デアラウカト思ヒマス、寧ロ私共ハ其方ガ宜カッタノデハナカラウカト云フ考ヲ持つテ居ル、聞ク所ニ依リマス、政府ニ於テハ動産火災保險ト云フヤウナモノヲ御研究ニナツタヤウデアリマスガ、政府ニ於テ動産ノ火災保險ヲ始メルト、放火トカ何トカ云フ忌ハシイコトヲ獎勵スルヤウナ結果ニ陷ルカモ知レナイカラ止メヤウト

云フコトデ、餘程研究ガ進ンデ居ッタケレドモ、或ル有力ナ方ノ反對ニ依テ御止メニナツタト云フコトヲ聞イテ居リマスガ、サウ云フ保險モ民間ノ火災保險會社デハ既ニヤツテ居リマス、是等ノ事ハ民間ノ保險會社ニヤラセル御方針ヲ何故御執リニナラナカッタカト云フコトヲ御伺致シタイ、モウ一ツハ此案ニ直接關係ハアリマセヌガ、近頃新聞紙等デ見マス、陸軍ノ當局者ガオキデニナルカ、ナラヌカ分リマセヌガ、オキデニナリマセヌデシタラ、委員會ノ他ノ機會ニ於テ御答ヲ願ヒタイト思ッテ居リマスガ、而モ徵兵ヲ免除サレタト云フノニ免役稅ト云フヤウナモノヲ取ル、之ニ對シテソレハイケナイ、ソレヨリモ寧ロ一種ノ徵兵保險ヲ政府デヤッタラ宜カラウト云フヤウナ説ガ、政府部内ニアルト云フコトデ、徵兵保險ヲ營ンデ居ル民間ノ會社デハ多少ノ不安ヲ感ジテ、色々之ニ付テ頭ヲ費シテ居ルヤウデアリマスガ、左様ナ御考ガアルカナイカト云フコトヲ此機會ニ於テ

——私ハ好イ機會デアルト思ヒマスカラ、陸軍當局者カラ御言明ヲ願ヒタイト思フ、最後ニモウ一ツ是モ此案ニハ直接關係ハアリマセヌガ、片岡商相ハ保險官營ノ意思ガアルヤウニ御話ニナツタト、私ハ記憶致シテ居リマス、或ハ記憶違ヒカハ知リマセヌガ、左様ニ記憶致シテ居リマス、サウスルト云フト、保險官營ノ御意思ガアルト云フナラバ、

其時期等モ御考ニナツテ居リマスガ、御承知ノ通り保險ノ計算ハ中々素人デ分ラヌ、計算ノ様式ニ色々アリマシテ、假ニ保險官營ヲシヤウトシマスレバ、今迄ノ煙草デアルトカ、或ハ鐵道ノ官營ト云フヤウナコトヨリモ、非常ニムツカシイ計算デ、其計算モ仕様ニ依テ保險會社ニ非常ニ得ヲ與ヘル、或ハ損害ヲ來ス、反對ニ政府ノ方デ得ヲスル、或ハ損害ヲ來スト云フヤウナ場合ガアリ得ルノデアリマスカラ、ソレ等ノ點ニ付キマシテモ、此機會ニ於テ私ハ大體論トシテ、先ヅ御伺致シテ置キタイト思ヒマス、是等ノ點ヲ一ツ御答ヲ願ヒマス

○川崎政府委員 御答致シマスガ、郵便年金ノ仕事ハ保險類似ノ仕事デアルカラシテ、簡易保險ノ方ト一絡ニシテシマツテ、會計ヲ一絡ニシテヤッタラ宜イデヤナイカト云フ御質問デアッタト思フ、御承知ノ通り此簡易保險ハ死亡保險デアリマシテ、郵便年金ノ方ハ生存保險ノ一種デアリマスカラ、全ク其行方ヲ異ニシテ居ル、隨テ其計算ノ方法モ全ク違フ、生命保險ノ方ハ死亡率ヲ見ルニシテモ、普通ノ死亡率ヨリモ餘計ノ死亡率ヲ計算ノ基礎ニ置ク、又年金ノ方ハ逆ニ死亡率ヲ少ク見ル、斯ウ云フ風ニ見テ居ッテ、仕事カラ云ヘバ年金利用ノ仕事ハ、死亡保險ヨリモ危険性ノ少イ、萬一ヲ僥倖シナイ、極メテ的確ニ計算ノ付ク——死亡保險ヨリモ

計算が確實ニ付クモノデアリマシテ、其性質、種類ヲ異ニシテ居リマスル關係上、同ジモノニスル譯ニハ行カナイト思ヒマスノデ、ソレデ特別會計モ簡易保險ト獨立致シテ、郵便年金ハ郵便年金ダケデ立テ、サウシテ郵便年金ノ立テタ計畫ノ基礎ニ依テ、豫定ヨリモ假ニ好成績ヲ舉ゲルトシタナラバ、其好成績ハ矢張年金所有者ニ對シテ其利益ヲ均霑セシムル意味ニ於テ、會計ノ獨立ヲスルコトヲ必要トスル、斯ウ云ウタ立前デアアルノデス、隨テ簡易保險ハ御承知ノ通り政府ノ獨占デアリマス、年金ハ必シモ獨占デハナイノデアリマス、故ニ適當ノ案ヲ立テ、其經營宜シキヲ得ルト云フコトデアレバ、政府ハ之ニ對シテ認可ヲ與ヘルコトヲ禁止致シテ居ラヌノデアリマス、此點モ亦簡易保險ト違ッテ居リマス、然ラバ一體此年金ハ政府デヤラナイデ、民間ニ獎勵シテヤッタ宜イデヤナイカト云フ御説デアリマスガ、民間デ實ハヤッテ居ルノデアリマス、日本教育保險デアリマシタカ、彼所デヤッテ居リマス、此成績ハ甚ダ宜シクナイノデアリマシテ、最近年金トシテ教育保險デヤッテ居ル件數ハ、僅ニ二件アルダケデアリマス、斯様ナ狀況デ年々其方ノ年金ハ減ッテ居ルノデアリマシテ、新シイ新規ノ方法ヲ立テ、ヤレバ又別デアアルカモ知レマセヌガ、現在ノ所デハ日本ノ會社デヤッテ居ル此年金ノ成績ハ甚ダ宜シクナイ、

是ハドウ云フ譯カ知レマセヌガ、左様な事ニナッテ居リマス、故ニ政府ニ於テヤルト云フコトニ致シタノデアリマス、ソレカラ火災保險ノ事モゴザイマシタガ、是ハマダ決ッタクコトデハナイノデアリマス、火災保險ノ如キモノハ民間デヤラセレバ宜イデヤナイカト云フ御説モゴザイマスガ、大體御承知ノ通り火災保險竝ニ少額ノ火災保險ハ民間デヤラストスレバ、立前ハ違ヒマスケレドモ、假ニヤルトスレバ震災ヲ見込マナケレバ火災保險ハ殆ド無意味ニナル、震災ヲ見込デ火災保險ヲヤルトスレバ、危險負擔ハ餘程多クナル、サウスレバ震災ノ保險ヲ認メナケレバナラヌト云フ事ニナルト、非常ニ複雑ナ關係ニナッテ參ルト思ヒマス、民間デ果シテ震災ヲ見込デ火災保險ヲヤリ得ルカト云フコトモ問題デアリマスカラ、兎ニ角此事ニ付テハマダ研究中デアリマシテ、成案ヲ得ナイノデアリマスカラ、御報告ヲ申上ゲルマデニハ至ラナイノデアリマス、ソレカラ徴兵保險ノ御尋デアリマシタガ、徴兵保險ノ事ハマダ別ニ拜承シナイノデ、商工省アタリデ何カ考ヘテ居リマスカ、或ハ陸軍アタリノ意見デ何カ考ガアルカ知レマセヌガ、私共一向關係ヲ致シテ居リマセヌ、ソレカラ保險官營ノコトモ、是ハ實ハ商工省ノ範圍ニ屬スルコトデアリマシテ、遞信省ト致シマシテハ左様な事ノ研究ヲマダ致シタコトハゴザイマセヌ

○濱田委員 最初ノ問題デアリマスガ、今ノ郵便局デ現在ヤッテ居ル保險トハ種類ハ別デアアルカラト云フ御話デアリマスガ、保險會社ニ於キマシテハ死亡ト養老保險トヲ計算ニ立テ、之ヲ竝行シテヤッテ居リマシテ、一向不便ヲ感ジナイト云フ立場ガアリマスノデ、私等カラ見マスルト、只今ノ御答ハドウモ御研究ノ餘地ガアリハシナイカト思フノデアリマス、昨年デスカ議會ニ、或ハ臨時議會ダツタカ、特別會計ハ成ベク整理シタラドウカト云フ質問ニ對シテ、大藏大臣カラソレハ成程尤デアアル、今整理中デアルト云フ、極メテ同感デアルト云フヤウナ御答辯モアリマシタカラ、ソレ等ノ點カラ見マシテモ、私ハ現在ノ郵便局デヤッテ居ルモノト竝行シテ聊モ計算ノ上ニ於テモ、亦特別會計ノ數ヲ成ルベク少ナクスルト云フ二點カラ致シマシテ、第一ノ御答ニ對シテ不満足ニ思ヒマスカラ、モウ一應：○川崎政府委員 簡易保險モ郵便年金モ固ヨリ社會政策の意味ガ含マレテ居リマスガ、簡易保險ハ主トシテ多ク社會政策的ノ意味ガ含マレテ居ルノデアリマス、隨テ其運用資金ノ範圍モ矢張限定シタル社會政策ト云フヤウナ各種ノ項目ヲ舉ゲテ居ルノデアリマス、年金保險ノ方ハ其經營ノ性質カラ御考ヘ下サルナラバ能ク御分リニナルコトデ、有利ニ増ス關係上公債ヲ保有スル、尤モ保有シナイモノハ一部有利ノ方面

ニ廻スコトモアリマスケレドモ、大體ハ公債ヲ保有シテ、サウシテ簡易保險ノヤウニ種類ヲ限ッタル意味ニノミ投資スルト云フノデナイノデ、其邊ハ大分ニ年金ノ方ト簡易ノ方トハ違フノデアリマス、ソレカラ特別會計ヲ勘ナクスルト云フコトハ、同一種類ノモノヲ勘ナクスル——同一性質、同一目的ヲ有スル特別會計ヲ多クスルコトハ會計ヲ複雜ナラシムルカラ、勘ナクスルノデアリマスガ、併ナガラ性質上獨立スルコトガ寧ロ適當デアアルモノニ對シテハ特別會計ヲ設ケテモ差支ナイト思ヒマス、簡易保險ハ獨立ノ會計デアリマスガ、又茲ニ年金ノ方モ獨立ノ會計ガ出來マシテ、其範圍ニ於テ經營シテ往クノデアリマシテ、其經營ノ結果ガ豫定ヨリ良クテ利益ガアツタスルナラバ、其利益ハ年金受領者ニ還附セラルルト云フコトデ、ソコニ特別會計ヲ設クルノ利益ガアルト思ヒマス、即チ其收入ヲ以テ支出ヲ償フコトニナルト思ヒマス、是ガ若シ簡易保險ノ方ト混合致シマスレバ、何方ニ其利益ガアツタカ分ラナイコトニモナリマスカラ、ハッキリシテ置ク方ガ適當デアルト考ヘルノデアリマス

○濱田委員 同ジ郵便局ニ於テ計算ヲ別ニシテ居ル現在ノ制度ニ於テ、今御答ノヤウナ結果ヲ遺憾ナク得ルコトハ出來ルト信ジマスガ、是ハ併シ意見ノ相違デアリマシテ、質問應答ヲ重ネマシテモ

満足ノ點マデ往クマイト思ヒマスカラ
打切リマスガ、委員長ニ御願シテ置キマ
スガ、保險官營ノコト、竝ニ徵兵保險ヲ
陸軍省デ目論ンデ居ラレルカト云フ點ニ
付テ、他日ノ機會ニ當局カラ御答辯ヲ
得ルヤウニ御願致シマス

○頼母木政府委員 川崎君カラ御答致
シマシタノガ少シ言葉ガ足りナカッタカ
モ知レマセヌカラ、尙ホ私カラ附加ヘテ
置キマス——基礎ガ詰リ違フノデス、
簡易保險ハ社會政策ヲ主トシテ立案シ
タノデアリマス、而シテ簡易生命保險
ノ制度ハ今日極メテ立派ニ往ッテ居リ
マスノデ、是ガ若シモ此年金保險ヲ一
緒ニヤリマシテ、年金保險ノ爲ニ累ヲ
簡易保險ニ及ボス場合ハ多クノ民衆ガ
迷惑ヲ受ケル結果ニナル、故ニ全然別
個ノモノトシテヤッテ往キタイト云フ
ノデアリマス、此事ヲ御了承願ヒマス

○若宮委員 私ノ願ハアリマセヌ
ガ、只今ノ御説明ヲ伺ッテ一寸ハッキリシ
テ置キタイコトガアリマスカラ、質問
ノ御許ヲ願ヒマス——其一ハ川崎君ノ
御答辯ノ中ニ、年金保險ノ方デ餘リガ
アレバ分ケテヤルト云フヤウナ御言葉
ガアリマシタガ、サウ云フコトハドノ
條文ニ現レテ居リマスカ、ソレカラ今
一點ハ私ハ遅刻シタノハ過失デアリマ
スカラ、速記録ヲ見テカラニシテモ宜
シイノデアリマスガ、便宜御伺シタイ
ト思ヒマスノハ、簡易保險ハ社會政策
ノ意味ニ於テ行ハレタト云フ御説明デ

アル、然ラバ本制度ノ方ハ社會政策ト
云フコトハ眼中ニナカッタト云フコト
ニナルノデアリマスカ、此二點ヲ伺ヒ
マス

○頼母木政府委員 私ノ言葉ガ足りマ
セヌ爲ニ只今ノ御質問ト存ジマスガ、
郵便年金保險ノ方モ無論社會政策ハ加
味サレテ居ルノデアリマス、併ナガラ
此方ヨリモ尙ホ多クノ社會政策ヲ加味
シタモノガ簡易保險デアリマス、決シ
テ郵便年金ガ社會政策ニ關係ナイモノ
デアルト申シタ譯デアリマセヌ

○川崎政府委員 私ガ餘リガアレバト
申シタニ對シテ御質問ガアリマシタガ、
死亡生殘表ニ依リマシテ——年金ヲ支
拂フ前ニ、年金支拂開始前ニ死亡シタ
者ガアレバ、死亡者ニ對シテハ元金償
還ノモノニ付テハ元金ヲ拂ヒマスケレ
ドモ、元金不償還ノモノニ付テハ何モ
支拂ハナイ、ソレデ年金開始前ノ死亡
者ガ多ケレバ多イ程政府ハ豫定ヨリ儲
カルノデアリマス、ソレカラ賦課率ハ
百分ノ五ト見テアリマスカ、百分ノ三
若クハ百分ノ四デ經營ガ行届ク場合ハ
一步ナリ二步ナリ利益ガ現ハレル、ソ
レガ即チ剩餘金トシテ現ハレテ居リマ
ス、其現ハレテ居ル利益ハ何人ニ配分
スルカト云フコトニナレバ、年金所有
者ニ向ッテ配分スベキモノナリ、斯ウ云
フコトナンデアリマス

○作間委員長 濱田君ニ申シマスガ、
先刻御要求ノ出席ヲ求メラレル當局ハ

陸軍、商工、何方デスカ
○濱田委員 兩方トモ

○作間委員長 陸軍、商工ハ政務官デ
宜シイデスカ

○濱田委員 ハイ

○若宮委員 一寸繼續デアリマスガ、
政府委員ノ御説明デマダハッキリ致シ
マセヌガ、簡易保險ニ於テノ社會政策
ノ程度ト、本制度ニ對スル社會政策ノ
程度ニ差ガアルヤウナ御答辯デアリマ
スガ、其點ハ如何ナル所ニ程度ノ差ガ
アルカ承リタイ——失禮デスカ、私ノ
質問ノ意味ハ大變漠然トシテ惡カッタ
カモ知レマセヌガ、斯ウ云フ事デアリ
マス、恰モ政府委員ノ御説明ニ依レバ、
簡易保險ノ方ハ強イ程度ニ於テノ社會
政策ノ意義ヲ持ッテ居ルノダ、本制度ノ
方ハソレ程デナイト云フカノ如キ御説
明デアリマシタガ、左様デアアルナラバ
此年金制度ハ社會政策ト云フコト以外
ニ何カ收益ヲ増ストカ、若クハ、アナタ
方ノ仕事ヲ御殖シニナルト云フヤウ
ナ、他ノ動機ナリ意義ガ交ッテ居ルヤウ
ニ私ノ耳ニハ響ク、ケレドモ只今ノ政
府委員ノ御説明デモ、此特別會計カラ
政府ガ收入ヲ得ヤウト云フコトデナイ
コトハ、一寸拜見シテモ分リ切ッテ居ル、
サウスルト何カ社會政策以外ニ政府ノ
御趣意ガアルカ、ソレヲ承リタイ、斯ウ
云フ意味デアリマス

○川崎政府委員 一寸言葉ガ足りナ
カッタ事ナドカラ多少誤解ヲ受ケタヤ

ウデアリマスガ、頼母木次官ノ申サレ
タ意味ハ無論私モ屢申上ゲテ居ル通
リ、年金事業モ社會政策ノ一デアルト
云フコトハ政府モ見テ居ルノデアリマ
ス、又簡易生命ハ無論サウデアリマス、
併シ簡易生命ノ方ハモウ少シ適切ニ這
入ッテ申シマスレバ、簡易生命ソレ自身
ガ社會政策的ノ意義ノ使命ヲ帶ビテ
居ル、而シテ資金運用ノ事モ、是モ社會
政策ト云フ意義ヲ持ッテ居ル、是ハ無論
簡易保險事業法案ヲ最初政府ガ議會ニ
提案シタ時ニ、其事ヲ説明致シテ居ル
ノハ御承知ノ通りデアリマス、故ニ資
金運用ノ範圍ハハッキリ社會政策的意
味ニ局限セラレテ居ル、此社會政策的意
味ノ外ニハ此資金ノ運用ヲシテハナラ
ヌゾ、斯ウ云フ立前ニナッテ居ル、併ナ
ガラ此年金ノ方ハ資金運用ノ方ハ必ズ
シモ社局政策的トバカリ言ッテ居ナイノ
デアリマス、是ハ公債ヲ保有スル、公債
ヲ保有スルノハ地方債ヲ保有シ、又國
債モ保有スル、其外ニ社會政策的意味
ノ方ニ使ハレルコトガアリマシテモ、
ソレハ主トシテ社會政策的意味ニ因ハ
レズニ、矢張相當ノ利殖ヲ根柢ニ見テ
居ルノデアリマスカラ、計算ノ基礎ハ是
ハ五分ニ見テ居ルノデアリマスカラ、
五分以下ニハ融通ガ出來ナイコトニ
ナッテ居ル、簡易保險ノ方ハ御承知ノ通
リ利息ハ非常ニ低イ程度デ計算ガ出來
テ居リマスケレドモ、四分八厘ノヤウナ
利息デ貸出スト云フコトハ年金ハ出來

ナイ、其處ノ程度ニ於テ社會政策の使名ヲ帶ビルト云フコトガ年金ノ方ハ薄イト云フコトニナル、其處ハ比較問題デアリマス、細カク這入ルトソウ云フ所ニ相違ガアルト申上ゲタノデアリマス

○若宮委員 大分分リ掛ケテ來マシタ、要ハ矢張平タク申シテ本制度モ社會政策ノ趣意デ御ヤリニナッテ居ル、斯ウ了解シテ宜シイノデスカ

○川崎政府委員 サウ願ヒマス

○作間委員長 御質問ガアレバ繼續シテ頂キタイ

○青木委員 質問ハ色ミアリマスカ、明日ニシテハ如何デスカ

○作間委員長 午後引續イテ如何デセウカ、本會議ノ間ニ適當ナ機會ヲ見テ……

〔速記中止〕

○作間委員長 ソレデハ引續キ質問ヲ進メマス

○中原委員 私カラ質問デハアリマセヌガ、議事ノ進行ニ付テ一言致シマス、此委員會ハ無暗ニ途中デ止メヌデモ、當リ前ニ持續サレタ方ガ宜カラウト思ヒマス、議事ノ進行ニ付テノ意見デス、質問ガアルケレドモ明日ニ延ストカ何トカ云フノハオカシイ、進行ヲ阻碍スルト云フコトハ穩カデナイト思ヒマス

○作間委員長 明日モヤリマス、今日ノ午後モ……

○青木委員 私モ多少大臣ニ伺ッテ見タイコトガアリマスカ、次ノ機會ニ

質問ヲ保留致シタイノデアリマス

○作間委員長 今日午後繼續シテ開會シマシテ、質問ノ出來ル方ハ質問ヲシテ頂キ、尙ホソレニ間ニ合ハナイ方ハ明日更ニ質問ヲ繼續致スコトニ致シマス、ソレデ御異議ハアリマセヌカ、今日午後本會議ノ間ニ便宜會ヲ開キマシテ質問ヲ繼續シマス

○中原委員 マダ三十分カラ午前アリマス、モット繼續サレタラ如何デス

○作間委員長 マダ散會トハ言ヒマセヌ、今質問ノ通告ガ出テ居ナイノデスカ

○中原委員 ソレデハ質問ハナイノデスカ

○作間委員長 今ノ所デハ誰モ通告者ガアリマセヌ

○中原委員 委員ニハ外ニ質問ハナイト云フコトナンデスカ

○青木委員 私一人ハ次ノ機會ニ保留シテアリマス、マダ其他ノ委員モ御質問ガアルコト、存ジマス、アナタ方ノ方ニモアルコト、私ハ思フノデアリマス、唯本日マダ色々取調ベルコトモアルカラシテ、明日ニ延シタラ如何カト云フノデ、決シテ議事ノ進行ヲ阻害スルトカ云フ意思ハ毛頭ナイノデアリマス、中原サンハ大變御立腹ノヤウナ表情デ話サレルカラ話ガ面倒ニナル

○平野委員 議事ノ進行ニ付テ——先程若宮君モ御話デアリマシタガ、事實此法案ハ法案其モノトシテ、見様ニ依テハ面倒デアルケレドモ、亦見方ニ依

テハ随分簡單ナモノデアル、唯内容ハ勅令案デ參考ニ頂戴シタモノニアルダラウト思ヒマス、事實三日カ四日カ分リマセヌケレドモ、勉強スレバ若宮君ノヤウナ特ニ遞信事務ニハ通曉サレテ居ル御方ハ、今日一日置キマシタナラバ相當ノ程度ニ御研究ガ出來ヤウト思ヒマス、午後ト云フ御話ガアリマシタケレドモ、委員長ハ進行掛リマシテ居ラレマス、本會議中ニハ差支ガアルト思ヒマスカ、午後ハドウカト思フ、今日ハ若シ質問ガナケレバ此程度ニ止メ、政友會ノ諸君トモ能ク御懇談ヲ願ッテ明日カラ一ツ勉強シテ、御同様ニ貴族院ノ關係モアルカラ、滑カニ國務ノ進行ヲ圖リタイト思ヒマス、青木君ノ諒解ヲ求メマス

○作間委員長 ソレデハ平野君ノ御發議ノ通り御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○作間委員長 左様ニ決シマシタ、就テハ次會ハ明日午前十時ヨリ開會スルコトニ致シマス、本日ハ是デ散會致シマス

午前十一時四十一分散會